

トライアル雇用助成金（新型コロナウイルス感染症対応（短時間）トライアルコース）のご案内

「トライアル雇用（新型コロナウイルス感染症対応（短時間）トライアルコース）」は、新型コロナウイルス感染症の影響で離職し、これまで経験のない職業に就くことを希望している求職者を、無期雇用へ移行することを前提に、原則3か月間試行雇用する制度です。

労働者の適性を確認した上で無期雇用へ移行することができるため、ミスマッチを防ぐことができます。事業主の皆さまには、「トライアル雇用求人」を積極的に提出していただくようお願いします。

助成金の支給額

	新型コロナウイルス感染症 対応トライアルコース (※1)	新型コロナウイルス感染症 対応短時間トライアル コース (※2)
支給額（月額）	最大4万円 (最長3か月)	最大2.5万円 (最長3か月)

※1 求職者が〈常用雇用〉（一週間の所定労働時間が30時間以上の無期雇用）を希望する場合

※2 求職者が〈常用雇用（短時間労働）〉（一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の無期雇用を希望する場合

事前にトライアル雇用求人をハローワーク、地方運輸局、職業紹介事業者※に提出し、これらの紹介により、対象者を原則3か月の有期雇用で雇い入れ、一定の要件を満たした場合に、助成金を受けることができます。

※ トライアル雇用助成金（新型コロナウイルス感染症対応（短時間）トライアルコース）の取扱いを行うに当たって、雇用関係助成金の取扱いに係る同意書を労働局に提出している職業紹介事業者

対象労働者

次の全要件を満たした上で、紹介日に本人がトライアル雇用を希望した場合に対象となります。

- ① 令和2年1月24日以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により離職した※
- ② 紹介日時点で、離職している期間が3か月を超えており
- ③ 紹介日において、就労経験のない職業に就くことを希望している

※ 「離職」にはシフト制労働者等のシフトが減少した場合等も含みます。

◆紹介日時点で、次の方はトライアル雇用の対象者にはなりません。

- ・職業に就いている人（※日々雇用労働者、シフト制労働者及び登録型派遣労働者で、勤務日数・勤務時間が減少している方は、トライアル雇用の対象者に含まれます）
- ・自ら事業を営んでいる人または役員に就いている人

＜お知らせ＞

- ◆新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコースの活用により雇い入れた対象者（母子家庭の母等、父子家庭の父及び中国残留邦人等永住帰国者）を、トライアル雇用終了後も、引き続き継続して雇用する労働者として雇用する場合、特定求職者雇用開発助成金の一部を受給することができます。詳細は特定求職者雇用開発助成金のリーフレットをご確認ください。
- ◆中小建設事業主が若年者（35歳未満）又は女性を建設技能労働者等として、一定期間試行雇用しトライアル雇用助成金の支給を受けた場合に、トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース）の受給ができます。詳細は若年・女性建設労働者トライアルコースのリーフレットをご確認ください。

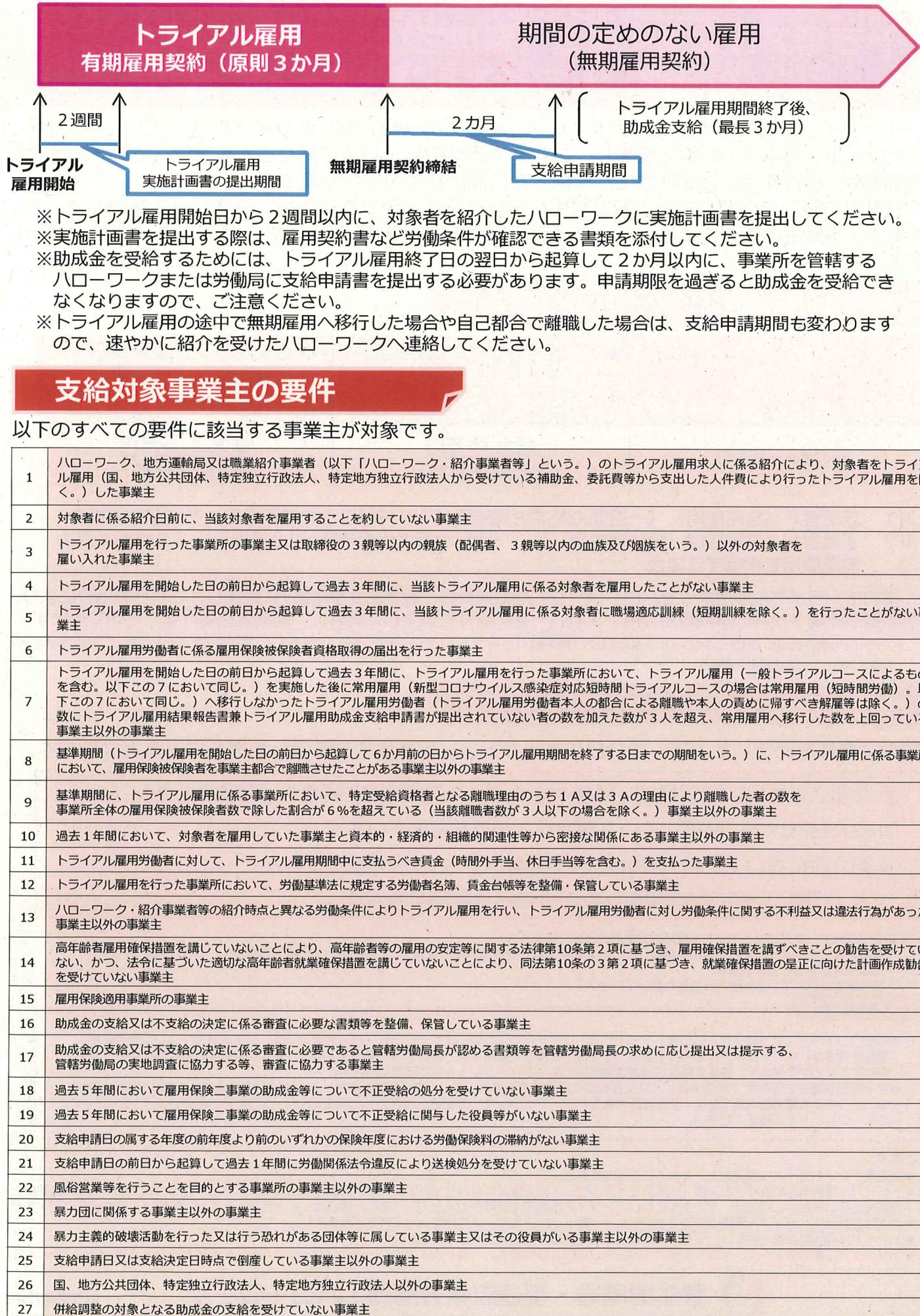
＜ご注意＞

- ◆派遣求人を「トライアル雇用求人」とすることはできません。
- ◆トライアル雇用求人の選考中の人数（一般トライアルコースの対象となる方も含みます）が求人数の5倍を超える場合は、それ以降のトライアル雇用としての紹介は行いません。例えば、求人1人にに対し、トライアル雇用の選考中の人が5人に達した場合は、6人目はトライアル雇用としての紹介は行いません。
- ◆求人数を超えたトライアル雇用は実施できません（一般トライアルコースの対象となる方も含みます）。
- ◆トライアル雇用対象者の選考は、なるべく書類ではなく面接で行うようにしてください。
- ◆「トライアル雇用求人」は、一般トライアルコースと併用となります。一般トライアルコースの対象となる方からの応募もありますのでご了承ください。



「トライアル雇用」のイメージ※

※ハローワークから紹介を受けた場合



この他にも要件があります。詳しくは、都道府県労働局・ハローワークへお問い合わせください。